

監査告示第6号

令和4年1月25日付け監査第0125003号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月18日

宇佐市監査委員 佐藤 博 美

宇佐市監査委員 多田 羅 純





観ブラ第 0222003 号
令和4年2月22日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是 永 修 治
(観光・プラン



令和3年度第5回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況
について（報告）

令和4年1月25日付監査第 0125003 号で報告のあった定期監査結果について、
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項
・該当なし

2. 注意事項

(1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適性を欠くものが以下のとおり確認された。
今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ① 契約書及び関係書類の提出が適正な期限より大幅に遅延しているもの
- ② 契約書の記載内容に不備があるもの

措置状況

・監査結果に伴い、契約関係書類の再確認を行いました。

今後は契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を確認し、適正な契約事務を執行いたします。

(2) 補助金交付について

基本的な補助金交付の事務処理に適性を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を厳守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

- ① 補助金交付申請に必要な添付書類が不足しているもの
- ② 代表者の変更届が受理されていないもの

措置状況

・ 監査結果に伴い、補助金関係書類の再確認を行いました。

不足している書類については提出を求め受理したところです。

今後は補助金交付に関する法令、例規、庁内マニュアル等を確認し、適正な補助金交付事務を執行いたします

3. 要望事項

・ 委託料及び補助金について、年度当初に一括で全額を概算払いしているものが散見された。全額概算払い自体が不適ということではないが、委託料の概算払いの清算において、その委託料の約半額が返還されている事業も見受けられ、年度当初に全額は払い過ぎと考えられる。今一度、事務処理を見直し、支払回数を数回に分ける、実績を適時提出させるなど、検討されるよう要望する。

措置状況

・ 今後、事業内容や事務処理を見直し、支払回数等は検討いたします。

今回ご指摘の委託料におきましては職員の退職とコロナウイルス感染症による採用職員の入国不可による人件費及びイベント中止による旅費の返還によるものです。